平成31年涌谷町議会定例会1月会議(第1日)

平成31年1月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

- 1. 開 会
- 1. 議長挨拶
- 1. 町長招集挨拶
- 1. 開 議
- 1. 議事日程の報告
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 会期の決定
- 1. 会議日程の決定
- 1. 議案第 1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第 2号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議発第 1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第 3号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)
- 1. 議案第 4号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 1. 議案第 5号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 1. 議案第 6号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第 7号 平成30年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第 8号 平成30年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第 9号 平成30年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第10号 平成30年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)
- 1. 休会について
- 1. 散 会

午後1時開会

出席議員(13名)

1番	竹	中	弘	光	君		2番	佐々	木	敏	雄	君
3番	佐々	木	みさ	子	君		4番	稲	葉		定	君
5番	大	友	啓	_	君		6番	只	野		順	君
7番	後	藤	洋	_	君		8番	久			勉	君
9番	杉	浦	謙	_	君	1	0番	門	田	善	則	君
11番	大	泉		治	君	1	2番	鈴	木	英	雅	君
13番	遠	藤	釈	雄	君							

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 橋 信 夫 君	総 務 課 参 事 兼 課 長	渡辺信明君
企 画 財 政 課 参 事 兼 課 長	今 野 博 行 君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大 崎 俊 一 君	税 務 課 長	熊谷健一君
町民生活課長	高 橋 由香子 君	町民医療福祉センター長	大 友 和 夫 君
町民医療福祉センター総務務管理課 参事兼課長	浅 野 孝 典 君	町民医療福祉センター 福 祉 課 長	牛 渡 俊 元 君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木 村 智香子 君	町民医療福祉センター 健 康 課 課 長 補 佐	木 村 治 君
農林振興課参事兼課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木 竹 彦 君
上下水道課長	平 茂 和 君	会計管理者心得 兼 会 計 課 長	木 村 敬 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	瀬川晃君
教育委員会教育長	佐々木 一 彦 君	教 育 総 務 課 長 兼給食センター所長	熱 海 潤 君
生涯学習課参事兼課長	達曽部 義 美 君	生涯学習課参事	佐々木 健 一 君
代表監查委員	遠藤要之助君		

事務局職員出席者

 事 務 局 長
 髙 橋
 貢
 総 務 班 長
 今 野 千 鶴

 主
 事 髙 橋 和 生
 主
 事 日 野 裕 哉

◎開会の宣言 (午後1時)

〇議長(遠藤釈雄君) 皆様、新年おめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

本日もいつもと変わらないご審議、ご協力を賜りたいと思います。お正月の何かとお忙しい中を、このよう に初議会ということで御参集賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

ここで開会前にお知らせしておきます。健康課長より欠席の届け出が出ております。

次に、門田善則議員より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

- O10番 (門田善則君) 皆さん、おはようございます。昨年の12月でありましたが、私の母が亡くなりましてですね、議員各位、また町長はじめ参与の皆さんにはお悔やみ等いただきましたことをこの場を借りて厚く御礼申し上げたいなというふうに思います。本当にありがとうございました。以上であります。
- **〇議長(遠藤釈雄君)** 次に、大友啓一議員より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。
- 〇5番(大友啓一君) 皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

私ごとではございますけれども、昨年12月の中旬からですね、年末にかけまして入院いたしまして、ちょっと悪いところを処方していただきましてですね、今後通院とですね、3カ月ごとの検査ということで退院して参りました。このことによって一番私残念なことはですね、これから皆さんと杯を交わす機会が少なくなるのかなと。大変残念に思っております。

その節にですね、議会の皆様や多大なるご迷惑をおかけいたしましてですね、その上多大なるお見舞いをいただきましたことをこの場をお借り申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

- ○議長(遠藤釈雄君) 次に、総務課長より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 議員の皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会前の貴重な時間ではございますが、1月1日付けで人事 異動がありまして、参与席の変更がありますのでお知らせしたいと思います。

参与席の座席表につきましては、お手元に配付させていただいておりますが、1月1日付けで企画財政課長 に今野参事が参事兼課長として戻りまして、佐々木課長が生涯学習課参事として異動になりましたのでよろし くお願いいたします。

なお、先ほど議長のほうからお話ありました、紺野健康課長におきましては本日インフルエンザで休んでいるということで代わりに木村課長補佐が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。終わります。

O議長(遠藤釈雄君) ただいまから平成31年涌谷町議会定例会を開会いたします。

◎議長挨拶

○議長(遠藤釈雄君) 平成31年涌谷町議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。改めまして おめでとうございます。 私どもも今議会4年目を迎えました。皆様とともにいっそう気を引き締めて頑張りたいと思っております。 町のほうも子育て支援、あるいはこれに伴う就労支援、あるいは金のいぶきの特産化、町内企業の支援、ある いは企業誘致と、少しずつ前に進み出したという感がありますけれども、誠に残念だったのは紛失金の一件で ございました。しかしながら私ども議会もこれを機に議会のあり方、議会の責任というものを痛感し、これを 皆様とともに共有して、まずは議会から前に進んだ昨年でございましたので、今年はこの経験をもとに更に議 会としての責任を果たしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎町長招集挨拶

- ○議長(遠藤釈雄君) ここで町長から招集の御挨拶をいただきます。町長。
- **〇町長(大橋信夫君)** お時間のご配慮賜り改めて厚く御礼申し上げます。

議員並びに参与の皆様、新年明けましておめでとうございます。平成最後の新年を健やかに迎えられました こと、心から共に喜び合いたいと、このように思っております。

昨年は議会の皆様方に非常にご心配をおかけいたし、また、ご指導賜り、そしてまた、暖かい心配りを賜りましたことを心から感謝申し上げます。今年も議論をいただきながら、よろしくご配慮賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

おかげさまをもちまして少子化対策、子育て支援、教育施設整備、企業誘致、商工業支援、涌谷ブランド米、 そしてまた涌谷町が他の町に誇れる地域包括ケアシステム等、政策課題に取り組んでまいりました。

この際、新しい元号を迎える記念すべき年に、もう一度初心にかえり、皆様と共に新たな希望のもてる施策 に取り組みたいと、そのような覚悟で思っておりますので、所信を表明させていただきます。

結びにあたり、本年が皆様にとりまして実り多き素晴らしい年になりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

◎開議の宣言

○議長(遠藤釈雄君) 直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(遠藤釈雄君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

V
◎会議録署名議員の指名
〇議長(遠藤釈雄君) 日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、5番大友啓一君、6
只野 順君を指名いたします。
<u></u> ♦
◎会期の決定 ○発表(は共和性表)、日間で ○ 「各地で)を発展し、たいには
〇議長(遠藤釈雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、涌谷町議会定例会の通年開催に関する要綱第2条の規定により1月から12月までと
れております。
お諮りいたします。
会期は、本日1月8日から12月27日までの354日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
[「異議なし」と言う人あり]
O議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、平成31年涌谷町議会定例会の会期は、本日1月8日か
12月27日までの354日間と決しました。
<u></u> ♦
◎会議日程の決定
○議長(遠藤釈雄君) 日程第3、会議日程の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

1月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、1月会議は、本日1日と決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第4、議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(大橋信夫君) 議案第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成30年8月10日に人事院勧告が行われ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成30年11月30日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。主な内容といたしましては、期末手当を0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) それでは、議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書1ページ、新旧対照表1ページをお願いいたします。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、平成30年8月10日の人事院勧告に基づき、町長等特別職の期末手当の支給率を0.05月分引き上げようとするものでございます。

新旧対照表で説明いたします。 1 ページ、第 1 条関係でございますが、条例第 4 条で手当の額について規定されております。町長等の期末手当の支給率の12 月支給分を、100 分の172.5 から100 分の177.5 に0.05 月分引き上げるものでございます。次の第 2 条関係ですが、ここでは平成31 年度以降の支給率の取り扱いについて規定したもので、平成31 年度の支給につきましては引き上げ後の年間支給率3.35 月を6 月、12 月とも1.675 月とし、同じ支給率にしようとするものでございます。

定例会資料の1ページをご覧いただきたいと思います。この表の左側にありますのが国家公務員の給与に関する法律の改正概要でございまして、右側の表はただいま申し上げました内容で現行。中段が平成30年度改正分、その下が平成31年度以降の改正支給率を表にしたものでございます。このことについては後でご覧いただきたいと思います。

議案書1ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとしたものでございます。第2項につきましては第1条の改正規定は賞与の基準日となる平成30年12月1日から適用するとしたものでございまして、第3項におきましては給与等の内払いについて規定したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第5、議案第2号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(大橋信夫君) 議案第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成30年8月10日に人事院勧告が行われ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成30年11月30日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。主な内容といたしましては、民間給与との格差を解消するため、俸給表の水準を平均で0.2パーセント、勤勉手当については0.05月分引き上げ、また、国の基準に準じ、宿日直手当の引き上げについて改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) それでは、議案第2号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について説明いたします。議案書は2ページになります。

本案につきましても、人事院勧告に基づき涌谷町職員の給与条例の一部の改正を行うものでございます。定例会資料1ページをお開き願います。左側に国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を載せております。内容につきましてはただ今町長が提案理由で申し述べたとおりでございますけれども、今回の条例改正におきましても同様の改正となっておりますので、ここで概要について説明いたします。

改正の概要の1、月齢給の改定ですが、これは平成30年4月1日に遡っての改正となるものでございます。 概要といたしましては記載されておりますとおり、俸給表、条例では給料表となっておりますが、初任給を 1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の引き上げ改定となり、その他については400円の引き上げ を基本に改定し、平均改定率が0.2パーセントとなるものでございます。

2のボーナスの改定につきましては、平成30年12月期からの改定となるものでございまして、年間支給を 4.4月分を4.45月分に0.05月分引き上げるものでございます。

それでは議案書の2ページ、新旧対照表を同じく2ページをお開き願います。新旧対照表で説明いたします。 新旧対照表第1条関係で第9条の2、初任給調整手当ての改正ですが、医師の初任給調整手当の上限額を 368,400円から368,800円に400円引き上げるものでございます。

第20条第2項第1号は一般職員の勤勉手当の支給割合の規定でございまして、12月の支給率を100分の90から100分の95に0.05月分引き上げ、下のページになりますが、第2号におきましては再任用職員の支給割合を100分の42.5から100分の47.5と0.05月分引き上げを規定したものでございます。

次の別表第1の行政職給料表3から27ページまでの表につきましては給料表の改定によるものでございます。 28ページを見ていただきたいと思います。 第2条関係でございますけれども、ここでは平成31年4月1日から施行される分でございます。

第18条、宿日直手当ての改正でございますが、職員につきましては4,200円を4,400円に。医師におきましては30,000円を31,500円に。特殊な業務を行う宿日直といたしまして、医療福祉センターにおける宿日直になるわけでございますが、これについては5,900円を6,100円に改正するものでございます。

第19条、期末手当の改正でございますが、第2項におきましては支給率の改正ではありませんが、期末手当の年間支給率2.6月分を6月と12月で平準化し、いずれも1.3月分として同じ支給率に改正するものでございます。

第3項におきましては、再任用職員に対する規定でございまして、年間1.45月分を職員同様、6月、12月の 支給率をそれぞれ0.725月分とするものでございます。

第20条、勤勉手当の改正ですが、平成30年12月期の0.5月分の引き上げを平成31年以降におきましては、6月、12月の支給割合に振り分けまして、それぞれ100分の92.5としまして0.925月分として同じ支給率にするものでございます。

第2号におきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率について一般の職員同様0.05月分の引き上げを6月、 12月の支給割合に振り分け、それぞれ100分の45としまして同じ支給率にするものでございます。

定例会資料1ページにですね、町長と同様に表にして記載しておりますが、一般職員につきましては期末手 当及び勤勉手当の額の改正となっておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。

議案書の20ページにお戻りいただきたいと思います。最後のページになります。

下のほう、附則でございますが、第1項、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は平成30年4月1日から適用するとしたものでございます。

第2条におきましては、給与の内払いの規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第6、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

〇事務局総務班長(今野千鶴君) 議員提出議案1ページをお開きください。

議発第1号

平成31年1月8日

涌谷町議会議長 殿

提出者	涌谷町議会議員	大	泉		治
賛成者	同	久			勉
賛成者	同	門	田	善	則
賛成者	同	杉	浦	謙	_
賛成者	同	大	友	啓	_
賛成者	同	鈴	木	英	雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

(提出の理由)

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するもの。

以上です。

- ○議長(遠藤釈雄君) 次に、提出者の趣旨説明を求めます。11番。
- O11番 (大泉 治君) ただいま上程されました議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例について提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間3.30月から3.35月に改正いたそうとするものであります。

次のページをお開き願います。

改正の内容は、第1条において本年12月期の期末手当支給率を現在の支給率1.725月から1.775月に引き上げ、 平成31年度以降については第2条において6月期の期末手当の支給率1.575月と、12月期の期末手当の支給率 1.775月を1.675月にそれぞれ改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条は公布の日から。

第2条につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、第1条の規定による改正後の条例による規定は平成30年12月1日から適用するものです。 なお、新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により改正いたそうとする部分でございます。 以上でございます。

○議長(遠藤釈雄君) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第7、議案第3号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(大橋信夫君) 議案第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ80万8,000円を増額し、総額を75億5,104万9,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人件費におきまして人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの見込みにより、それぞれ措置するものでものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。
- 〇総務課参事兼課長(渡辺信明君) それでは、議案第3号一般会計補正予算第6号でございます。補正予算書 の22ページ、23ページをお開き願います。

まず、今回の補正予算につきましては、人事院勧告による給与改定及び勤勉手当の支給率改正に伴うものが主な内容となっております。

その他、12月会議での補正に間に合わなかった時間外手当と、特別会計への操出金がございますが、繰り出

しにつきましては、各特別会計へ人件費相当分としての繰り出しによるものでございますので、本補正予算に つきましては私からの説明のみとなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは22ページ給与費明細書、1特別職でございます。この表の下のほう、比較の所を見ていただきたい と思います。長等で人数1人の減となっておりますが、副町長退任に係るものでございます。給料で300万と んで6,000円の減となっておりますが、町長の給料減額分及び副町長の減額によるものでございます。

期末手当の11万1,000円の増につきましては、支給率の改正によるものでございまして、その他手当の1万 2,000円の減額につきましては、副町長の通勤手当に係る分でございます。

共済費で35万9,000円の減額につきましては、町長、副町長の給料の減額に伴うものでございます。

次の議員の期末手当18万4,000円の増につきましては、町長等と同様、期末手当の支給率の改正によるものでございます。

特別職の合計といたしまして、308万2,000円の減額となるものでございます。

(2) のその他の給与費明細に含まれない人件費の退職手当負担金の減額につきましては、副町長に係るものでございます。

続きまして23ページ、一般職でございます。

(1)総括の比較の欄を見ていただきたいと思いますが、職員数で1人減となっておりますのは、退職による減でございます。

給与費の給料では給与改定による増と、職員の退職による減との差し引きで49万5,000円の増となったものでございます。

職員手当では188万5,000円の増となっておりますが、内訳といたしましては次の段の職員手当の内訳を見ていただきたいと思いますが、時間外手当で71万円の増額となっております。内容といたしましては、教育総務費におきまして、年度末までの見込みによるもの、また社会教育総務費におきましては、9月会議の際にも増額をしていただいておりますが、日本遺産申請関係や鹿飼沼地区圃場整備事業に係る発掘調査事業で多くの予算を消化したため、改めて年度末までを見込み、また、公民館費及び保健体育総務費におきましても既決予算を消化したため、年度末までを見込み増額をお願いするものでございます。

上段のほうに戻っていただきまして、共済費で148万円の増となっておりますけれども、給与改定に伴う増 でございます。

一番下の表でございますが (2) のその他給与費明細に含まれない人件費の退職手当負担金の増額につきま しても給与改定に伴う増となっております。

それでは6ページ、7ページをお開き願います。

2の歳入、18款2項1目、財政調整基金繰入金、80万8,000円の増額でございますが、今回の補正予算の財源とするものでございます。

繰入後の基金残高につきましては、4億9,932万6,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) お諮りいたします。今回の補正予算につきましては、人件費並びに人件費に伴う操出金となっておりますから、一括質疑としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。それでは、一括質疑といたします。 質疑ございませんか。8番。

- **〇8番(久 勉君)** ちょっとあの23ページの職員手当のとこで188万5,000円になってるんだけど、時間外手 当、期末手当、勤勉手当、足して188万5,000円にならないのはなんで。
- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務課長。休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時45分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

- ○議長(遠藤釈雄君) 再開いたします。総務課長、答弁。
- ○総務課参事兼課長(渡辺信明君) 大変申し訳ございませんでした。補正予算書の24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

職員手当のその他の増減部分で、管理職手当、それから寒冷地手当で1,000円ずつ上がっておりますが、今回1月1日の人事異動に伴いこの分の増減がでてきた訳なんでございますが、この2,000円、管理職手当、寒冷地手当のそれぞれ1,000円を前の表にあります、職員手当の内訳の欄に加えていなかったということでございます。

職員手当の内訳の管理職手当、793万3,000円となっておりますが、この数字が793万4,000円で、比較で 1,000円がでてくると。

それから、寒冷地手当につきましても同様に951万5,000円が951万6,000円となりまして、比較が1,000円でてくると。

職員手当の内訳の欄の比較の合計が188万5,000円ということで、総括のほうの職員手当の比較188万5,000円となるということでございます。大変申し訳ございませんでした。なお、このことにつきましては後で差し替えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長(遠藤釈雄君) 8番、よろしいですか。〔「了解」と言う声あり〕

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

O議長(遠藤釈雄君) 起立全員でございます。よって、議案第3号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第8、議案第4号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(大橋信夫君) 提案の理由を申し上げる前に一言お詫び申し上げます。ただいま大変お見苦しいところ を、大変申し訳ございませんでした。

それでは議案第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を増額し、総額を22億426万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人件費におきまして人事院勧告に伴います給与改定について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

[「説明省略」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) よろしですか。

それでは説明を省略し質疑に入ります。一括質疑でございます。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第9、議案第5号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) 議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ26万円を増額し、総額を18億7,241万4,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人件費におきまして人事院勧告に伴います給与改定について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

[「説明省略」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 省略でよろしいですか。

説明を省略しこれより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第10、議案第6号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を49万4,000円増額いたそうとするものでございます。 補正の主な内容でございますが、人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの給与費等の見込みにより それぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

[「説明省略」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 省略でよろしいですか。

それでは説明を省略して質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成30年度涌谷町水道事業会計補正予算 (第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第11、議案第7号 平成30年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を8万6,000円減額いたそうとするものでございます。 補正の主な内容でございますが、人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの給与費等の見込みにより それぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

[「説明省略」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) はい。説明を省略し質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成30年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成30年度涌谷町下水道事業会計補正予算

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第12、議案第8号 平成30年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を5,113万6,000円減額いたそうとするものでございます。 補正の主な内容でございますが、人事院勧告に伴います給与改定及び職員の異動等に伴う給与費等の増減に ついてそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務管理課長。
- ○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長(浅野孝典君) それでは、議案第8号 平成30年度涌谷町国民 健康保険病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

第2条におきまして、予算第3条で定めた収益的支出から5,113万6,000円の減額補正をお願いいたすもので ございます。

第3条におきまして、予算第8条で定めた、議会の議決を得なければ流用することのできない経費としての職員給与費から、4,262万9,000円の減額補正をお願いいたすものでございます。

それでは、補正予算書、今回、3ページをお開き願いたいと思います。3ページでございます。

1、特別職につきましては4月から事業管理者の交代による比較合計の長等の欄でございます。2,200とび3 万5,000円の減額をするものでございます。

次のページ、4ページでございます。4ページでございますが、1カ所訂正をお願いいたしたいと思います。 タイトルの所、1、一般職と表示してございますが、大変申し訳ございません。2、一般職への訂正をお願い いたします。2、一般職という表示になります。訂正よろしくお願いします。大変申し訳ございません。

一般職でございますが、比較の欄でございます。比較の合計欄。2,059万4,000円の減額をお願いいたすものでございます。

それでは、予算書10ページ、11ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。 2 款 1 項 1 目、給与費につきましては、人事異動、人事院勧告による給与 改定等に伴います年度末までの見込みによる所要額をそれぞれ補正をお願いするものでございます。

1節、給料及び、2節、手当につきましては、先ほど明細で申し上げたとおり、事業管理者の交代並びに医師、臨床検査技師、看護師等、計10名の退職と8名の採用により、給与費につきましては1,089万6,000円の減額。手当につきましては2,877万9,000円の減額。

4節、賃金につきましては、嘱託医師でありました整形外科医師が8月末日での退職及び嘱託看護師等の退職により1,500万円の減額。

5節、報酬につきましては、整形外科の診療応援等により233万円の増額。

6 節、法定福利費につきましては、退職延長いたしました医師並びに薬剤師等の今年度末退職に伴う退職手 当特別負担金の増額により、120万6,000円の補正増をそれぞれお願いいたすものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。一括質疑でお願いします。質疑ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成30年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成30年度涌谷町国民健康保険病院事業会 計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(遠藤釈雄君) 日程第13、議案第9号 平成30年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(大橋信夫君) 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を578万2,000円増額いたそうとするものでございます。 補正の主な内容でございますが、人事院勧告に伴います給与改定及び職員の異動等に伴う給与費等の増減に ついてそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(遠藤釈雄君) 総務管理課長。
- ○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長(浅野孝典君) それでは、議案第9号 平成30年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

補正予算書1ページでございます。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出に578万2,000円の補正をお願いいたすものでございま

す。

第3条におきまして、予算第7条で定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費としての職員給与費に361万4,000円の補正をお願いいたすものでございます。

それでは、予算書8ページ、9ページをお開き願います。

今回の補正につきましては提案理由にもございますように、人事院勧告に基づきます補正と人事異動並びに 人件費所要額見込みによります補正をそれぞれお願いいたすものでございます。

老健施設職員、正職員32名、嘱託職員21名、短時間勤務も含めた臨時職員15名、計68名分の年度末までの所要額を見込み、1目、給与費578万2,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤釈雄君) これより質疑に入ります。一括質疑でお願いします。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 平成30年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成30年度涌谷町老人保健施設事業会計補 正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠藤釈雄君) 日程第14、議案第10号 平成30年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を176万2,000円減額いたそうとするものでございます。 補正の主な内容でございますが、人事院勧告に伴います給与改定及び職員の異動等に伴う給与費等の増減に ついてそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

[「説明省略」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) 説明を省略し直ちに質疑に入ります。一括質疑でございます。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤釈雄君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 平成30年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成30年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎休会について

〇議長(遠藤釈雄君) 以上をもって平成31年涌谷町議会定例会1月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、あす 1 月 9 日から 12 月 27 日までの 353 日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(遠藤釈雄君) 異議なしと認めます。

よって、あす1月9日から12月27日までの353日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣言

○議長(遠藤釈雄君) 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後2時5分